

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第74号	三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	<p><b>【趣 旨】</b> 産科医療補償制度の見直しに伴い、分べん介助料について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【内 容】</b> 分べん介助料【別表（第2条、第3条関係）】</p> <p><b>【現 行】</b> 使用料 分べん介助料 市内患者 61,000円 市外患者 74,500円 備考 2 分べん介助料は、産科医療補償制度掛金（16,000円）を含む。</p> <p><b>【改 正】</b> 使用料 分べん介助料 市内患者 57,000円 市外患者 70,500円 備考 2 分べん介助料は、産科医療補償制度掛金（12,000円）を含む。</p> <p><b>【施行期日】</b> 令和4年1月1日</p>